

京都市宇多野ユース・ホステル条例の一部を改正する条例（平成17年
12月26日京都市条例第72号）（産業観光局観光部観光企画課）

地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市宇多
野ユース・ホステルの管理を行わせるために必要な事項を定めること
としました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市宇多野ユース・ホステル条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第72号

京都市宇多野ユース・ホステル条例の一部を改正する条例

京都市宇多野ユース・ホステル条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 ユース・ホステルの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ユース・ホステルの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第7条の見出し中「使用」を「使用の」に改め、同条第1項中「者」を「もの」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「前項」を「使用」に、「受けた者」を「受けたもの」に、「使用者」を「「使用者」」に改める。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条を次のように改める。

(使用制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ユース・ホステルの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すこ

とができる。

(1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

第14条の見出し中「設備等」を「設備」に改め、同条第1項中「使用者が」を「使用者は、使用しようとする施設に」に、「あらかじめ市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「必要な」を「, 必要な」に、「させる」を「させ、又は必要な措置を講じさせる」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第16条を次のように改める。

(原状回復)

第16条 使用者は、ユース・ホステルの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市宇多野ユース・ホステル条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市宇多野ユース・ホステル条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第7条	第7条
第14条第1項	第14条第1項

(産業観光局観光部観光企画課)